

融研会報

2011年12月号



- 特別レポート 民事強制執行と預金口座情報～フランス制度調査を実施して
(箭内隆道)
- 融法Movement (行方洋一)
「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」の成立
- 金融判例紹介 (吉岡伸一)
新設会社に承継された預金債権を
分割会社に対する貸付債権で相殺することができるか？
- 連載 融資実務における登記のポイント (鈴木龍介)
第6回 利益相反取引と登記
- 融資トピックス (高橋俊樹)
三セク向け融資に係る損失補償契約の有効性についての最高裁判決
- 事務局からのお知らせ



一般社団法人金融財政事情研究会

融資問題研究会

〒160-8519 東京都新宿区南元町19

(相談室) TEL (03) 5368-5955

(事務局) TEL (03) 5368-5956

FAX (03) 5368-5988



連載

融資実務における登記のポイント

第6回 利益相反取引と登記

司法書士法人鈴木事務所 司法書士 鈴木龍介

1. 利益相反取引とは

利益相反取引とは、利益を保護すべき立場にある者と、保護される者との間で利害が対立する取引のことをいいます。

利害が対立する取引の具体例としては、未成年者とその法定代理人である親とが、相続に際し共同相続人として遺産分割協議をする場合には、親の相続する財産が増えれば子の相続する財産が減る可能性がある関係にあることから、双方の利益が衝突することになります。また、株式会社の取締役が会社の財産である不動産を購入する場合には、取締役個人としては極力良い条件での購入を考えるでしょうし、会社としては逆に極力良い条件での売却を考えるでしょうから、こちらについても双方の利益が衝突することになります。

もし利益相反取引を何らの制限なく認めてしまうと、本来保護を必要とする者の利益が侵害されることとなってしまうため、法令等により一定の保護規定が設けられています。代表的なものとしては、未成年者と親権者である親との利益相反取引についての特別代理人の制度や、株式会社と取締役との利益相反取引についての取締役会の承認の制度が挙げられます。これらの制度に基づく手続を経ないで行われた利益相反取引は、原則として無効となります。

2. 未成年者の場合の担保実務

親の債務を担保するために子が所有する不動産に抵当権を設定する場合には、遺産分割協議の場合と同様に、子と親の利害が対立し、利益相反取引に該当します。この場合、親は家庭裁判所に対して、親に代わって子を代理すべき特別代理人の選任を請求しなければなりません。特別代理人が選任されると、特別代理人は子を代理して金融機関との抵当権の設定契約やそれにともなう登記等の手続を行うことになります。

この場合の抵当権設定登記においては、登記原因証明情報や登記済権利証といった一般的な書類のほかに、家庭裁判所の特別代理人選任審判書を添付することになります。

3. 株式会社の場合の担保実務

取締役会を設置している株式会社が、取締役個人の債務を担保するために会社が所有する不動産に抵当権を設定する場合にも、会社と取締役の利害が対立し、利益相反取引に該当します。この場合、利害が対立する取締役は、抵当権設定契約について取締役会の承認を受ける必要があります。この承認決議においては、抵当権設定契約の内容だけでなく、抵当権が担保する取締役個人の借入内容についても開示する必要があります。また、利益相反取引の当事者である取締役は、この承認決議について利害関係があることから議決権を行使できないとされています。さらに利益相反取引である抵当権設定を行った後には、遅滞なく取締役会にその取引についての報告をしなければなりません。

この場合の抵当権設定登記においては、一般的な書類のほかに、取締役会の承認を得たことを立証する書面としての取締役会議事録と、その真実性を担保するために取締役会に出席し、その議事録に押印した取締役・監査役の印鑑証明書を添付することになります。